

令和3年度 桑名市地域包括支援センター 設置・運営（案）

【1】地域包括支援センターの設置（下表参照）

- ①担当区域
- ②地域包括支援センターの委託先の法人
- ③委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

地域包括支援センター	① 担当地区	② 委託先法人名	③委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業
東部地域包括支援センター	精義・立教・城東・修徳・大成	医療法人 普照会	通所介護 通所リハビリ
西部地域包括支援センター	桑部・在良・七和・久米	社会福祉法人 憩	通所介護 短期入所生活介護
南部地域包括支援センター	日進・益世・城南	医療法人 尚徳会	訪問看護・訪問介護 通所介護 訪問リハビリ・通所リハビリ 短期入所療養介護
北部西地域包括支援センター	筒尾・大山田・野田・松ノ木・藤が丘・新西方・星見ヶ丘・陽だまりの丘・多度	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護
北部東地域包括支援センター	深谷・大和・長島	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護

【業務委託の理由】

- ①上記の事業者は、昨年度も委託事業者として本委託業務を担っており、その運営実績はそれぞれ申し分のない内容であった。
- ②上記の事業所には、本委託業務を遂行するにあたっての高度な専門性や豊富な経験はもちろんのこと、これまで培ってきた地域住民等との深い関係の蓄積がある。

これらを総合的に鑑み、市内各地区を担当する事業者として他に代行することが可能な事業者が存在しないため上記事業者を令和3年度も委託事業者として指定することとした。

【2】地域包括支援センターの運営に関すること

毎年、市が設定するテーマに基づいて各包括支援センターからのプレゼンテーションによる外部委員による評価審査（一次評価）、及び翌年度当初に自己評価表の提出とこれに対するヒアリング（二次評価）、をそれぞれ実施する手法を用いて運営に係る評価を行う。